

以下40ページの30問までは刑法選択者の問題です。

- 21 学生A～Dは、因果関係の有無の判断に関して、次のI～IVの見解のうち、互いに異なるものを採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして正しいのはどれか。

【見解】

- I 実行行為と結果との間に、「あれなければこれなし」という条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係を認める。
- II 行為時において一般人が認識可能な事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。
- III 行為時に客観的に存在した全ての事情及び一般人に予見可能な行為後の事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。
- IV 行為者が行為時に認識していた事情及び認識し得た事情を基礎に相当性が認められるか否かにより判断する。

【発言】

- 学生A 行為時と行為後で相当性を判断する基礎事情の基準を区別する根拠はないと思う。
- 学生B その点はAさんに同意するよ。でも、Aさんの見解では、因果関係が認められる範囲が狭すぎて妥当でないよ。
- 学生C 共犯の場合、共犯者各人で因果関係があったりなかったりするのとは妥当でないと思う。
- 学生D BさんとCさんの見解では、誰にとってもおよそ認識不可能な行為時の特殊事情が介在した場合でも因果関係が認められることになり、処罰範囲が広がりすぎる。
- 学生A 行為者が認識しえない事情については、やはり行為者に帰責できないと思う。

	A	B	C	D
1	I	II	IV	III
2	II	IV	III	I
3	III	I	II	IV
4	IV	III	I	II
5	IV	I	III	II

22 次の文章の①～⑤の空欄に語句群から適切な語句を入れると、被害者の承諾と犯罪の成否に関する説明文となる。空欄に入る語句の組合せとして適当なもののみを挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

違法性とは、行為が実質的に全体としての法秩序に違反することをいうが、個人的法益に対する罪においては、いわゆる（ ① ）する立場に立つと、被害者の承諾があった場合、それだけで違法性が阻却されることになり、（ ② ）する立場に立つと、その行為が社会的に相当であると認められて初めて違法性が阻却されることになる。

ところで、被害者の承諾がある行為について、その違法性の存否を判断する場合、違法性について、（ ② ）する立場に立った上で、被害者の承諾が侵害行為の違法性を阻却する要件について考えると、およそ以下のようなものになる。まず、承諾の対象となる法益は、被害者自ら処分しうる個人的法益に関するものに限られる。そして、その承諾が、錯誤に基づいてなされた場合、その承諾は（ ③ ）である。次に、承諾は、侵害行為時まで、すくなくとも結果発生時まで存在しなければならない。被害者の推定的承諾が得られる場合は別に考えるとしても、事後に被害者が承諾した場合には、さかのぼって行為の違法性を（ ④ ）。また、承諾は黙示的なものでも足りるが、外部的に表示されることが必要であり、侵害者の方では、侵害行為の際、承諾の存在を（ ⑤ ）。最後に、承諾に基づいて行われる行為態様自体、社会生活上是認できるものでなければならない。

以上の要件を満たした場合にのみ、被害者の承諾によって違法性が阻却されることとなる。

【語句群】

- ア 結果無価値のみを考慮
- イ 結果無価値に加え、行為無価値も考慮
- ウ 無効である
- エ 有効である
- オ 阻却する
- カ 阻却しない

キ 認識していなければならない

ク 認識している必要はない

1 ①-ア, ③-エ

2 ①-イ, ④-オ

3 ②-ア, ④-カ

4 ②-イ, ⑤-キ

5 ③-ウ, ⑤-ク

- 23** 学生A～Dは、教唆犯が成立するために正犯者がいかなる要件を満たすべきかについて、次のⅠ～Ⅳの見解のうち、互いに異なるものを採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして最も適当なのはどれか。

【見解】

- Ⅰ 正犯者により法益侵害が惹起されれば足り、構成要件該当性は要求されない。
- Ⅱ 正犯者には構成要件該当性が要求される。
- Ⅲ 正犯者には構成要件該当性及び違法性が要求される。
- Ⅳ 正犯者には構成要件該当性、違法性及び責任が要求される。

【発言】

学生A Bさんの見解では、医師に息子の外科手術を依頼した者に傷害の教唆犯の成立を認める余地が生じることになって妥当ではないと思う。

学生B Cさんの見解では、正当防衛行為を教唆した者に積極的加害意思が認められる場合でも、教唆者を処罰することができないから妥当ではないと思う。

学生C Dさんの見解では、医師が看護師に対して患者の秘密の漏示を教唆した場合、医師には秘密漏示罪の教唆犯が成立することになって妥当ではないと思う。

学生D Aさんの見解では、刑事未成年者に窃盗を教唆した者を処罰するために、間接正犯の成立を認めることになるから、正犯性が拡張しすぎる点で妥当ではないと思う。

学生A 私の見解は「教唆して犯罪を実行させた」という刑法61条の文言に最も整合していると思うんだけど。

(参照条文)

刑法134条1項 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	I	II	IV	III
2	I	III	IV	II
3	II	I	III	IV
4	IV	I	II	III
5	IV	II	III	I

24 学生A～Cは、過失犯に関して次のとおり議論している。各学生の発言中の①～⑩の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適当なもののみを挙げているのはどれか。

【発言】

学生A 僕は、不注意で結果を予見し得なかったことが過失の本質であって、過失犯は、行為の(①)、(②)において故意犯と異なるのではなく、過失を基礎付けるのは(③)であり、故意と並ぶ(④)要素であると考えよ。このような見解は旧過失論と呼ばれるよ。

学生B A君の見解によると、特に交通事故の場合、自動車の運転は本来危険であるから容易に(③)が肯定されうるため、過失処罰の範囲が(⑤)なりすぎるおそれがあるよ。僕は、法が要求する基準行為を怠ることが過失の本質であって、過失を(④)要素にとどまらず(②)にも影響するものと考えよ。だから、(③)があっても、(⑥)を果たせば、構成要件に該当する違法な行為はなく、過失犯は成立しないと考えるよ。このような見解は新過失論と呼ばれるよ。

学生C 過失の犯罪成立要件上の位置付けからすると、A君の見解は(⑦)に基づく考え方で、B君の見解は(⑧)に基づく考え方だと整理できるね。僕は、B君と同じく(⑧)に基づきつつ、過失には(③)は不要であって、何が起きるか分からないという(⑨)を解消する措置を取らないことが過失の本質であると考えよ。このような見解は(⑨)説と呼ばれるよ。

学生B C君の見解は、過失犯の処罰の根拠を(⑨)の不解消に求めるものだね。しかし、行為時の(③)を検討することなく、(⑨)があれば行為者の責任を問えるとするれば、結局結果責任を問うことにならないかな。C君の見解は、(⑩)の見地から問題があるよ。

学生A B君の見解については、基準行為をいかなるものと設定するかによって、処罰の範囲が不明確かつ恣意的になるという問題点が指摘できるよ。

【語句群】

ア 危惧感 イ 結果無価値 ウ 行為無価値 エ 構成要件該当性
オ 違法性 カ 責任 キ 結果の予見可能性 ク 構成要件該当事実の認識
ケ 結果回避義務 コ 結果予見義務 サ 広く シ 狭く
ス 責任主義 セ 主観主義

1 ①-エ, ⑩-セ

2 ②-オ, ⑥-コ

3 ③-ク, ⑧-ウ

4 ④-カ, ⑦-イ

5 ⑤-シ, ⑨-ア

- 25 学生P, Qは、具体的事実の錯誤及び抽象的事実の錯誤に関して、次のとおり議論している。各学生の発言中のA, Bの空欄に事例群から適切な事例を入れ、①～⑥の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適当なもののみを挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

【発言】

学生P （ A ）の事例は抽象的事実の錯誤のうち、客体の錯誤と呼ばれる類型だね。この点、（ ① ）符合説に立つ論者の中には、Xは犯罪を犯す意思で実際に犯罪を犯しているのだから、少なくとも（ ② ）罪については故意犯が成立すると主張する人がいるね。だけど、Xには、自分の行為が（ ② ）罪の構成要件に該当する認識がないわけだから、発生した犯罪事実についてXに故意責任を科すことはできないと思うよ。

学生Q 私もその点でPさんに賛成だ。私は、構成要件が完全に一致していなくても、（ ③ ）のように、両構成要件が実質的に重なり合う場合には、その重なり合いの限度でいずれか（ ④ ）方の犯罪事実については故意犯の成立が認められると考えるよ。

学生P ところで、Qさんは具体的事実の錯誤のうち、方法の錯誤と呼ばれる類型はどのように考えるんだい。

学生Q （ B ）の事例だね。この事例の場合、（ ⑤ ）罪が成立すると考えるよ。

学生P 私はQさんとは違う意見だ。私は法益主体の相違を（ ⑥ ）から、認識した内容と発生した事実が具体的に符合していない場合には、発生した犯罪事実に対する故意犯は成立しないと考えるべきだよ。

【事例群】

- I Xは甲を殺す意思で甲に発砲したが、手元が狂って乙に当たり乙を殺害した。
- II Xは甲を殺す意思であったが、前方に置かれていた人形を甲と勘違いしたため、人形に発砲して人形を破壊した。
- III Xは甲を殺す意思であったが、乙を甲と勘違いしたため、乙に発砲して乙を殺害した。

IV Xは甲を殺す意思で甲に発砲したが、手元が狂って人形に当たり人形を破壊した。

【語句群】

ア 法定的 イ 抽象的 ウ 器物損壊 エ 殺人 オ 過失致死
カ 覚せい剤輸入罪と麻薬輸入罪 キ 強盗罪と強姦罪
ク 重い ケ 軽い コ 重要だと考える サ 重要だと考えない

- 1 A - IV, ① - イ, ③ - キ
- 2 A - II, ② - ウ, ③ - カ
- 3 B - I, ② - エ, ④ - ケ
- 4 B - III, ③ - カ, ⑤ - エ
- 5 B - I, ④ - ク, ⑥ - コ

- 26** 名誉毀損罪において、専ら公益を図る目的で公共の利害に関する事実を公然と摘示して人の名誉を毀損した者が事実を真実と思ったがその証明に成功しなかった場合の法的処理に関して、学生A～Dが次のⅠ～Ⅳのいずれかの見解を採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして正しいのはどれか。

【見解】

- Ⅰ 事実が真実であったことにより、違法性が阻却される
- Ⅱ 事実摘示によって名誉毀損罪が成立するが、真実性の証明により処罰のみが阻却される
- Ⅲ 「事実が証明可能な程度に真実であったこと」が違法性ないし構成要件該当性を阻却する
- Ⅳ 確実又は相当な根拠・資料に基づく言論であれば、刑法35条の正当行為として違法性を阻却する

【発言】

- 学生A 刑法230条の2が表現の自由との調和を図った規定であるという点に注目すれば、私のように考えるべきだと思う。この立場によれば、事実を真実と誤信した場合には、故意が阻却されることになるよ。
- 学生B でも、それだと、行為者が軽率に事実を真実と誤信した場合であっても、事実の錯誤として故意を阻却することになってしまうという難点があるんじゃないかな。僕は、名誉毀損は「事実の有無にかかわらず」処罰されるという条文の掲げる原則に適合するよう考えるべきだと思うから、事実摘示によって名誉毀損罪が成立し、仮にその摘示した内容を真実だと信じていたとしても、故意は阻却されないと考えるよ。
- 学生C B君の考え方は、真実性の証明に成功した場合に、どうしてB君のとるような結論になるのか、理由付けが困難だという問題点があるよ。私は、「真実なることの証明があったときは」という条文の訴訟法的表現を実体法上の解釈にも反映させるべきだと思うよ。この考え方からすれば、行為者が証明可能な程度の資料・根拠をもって事実を真実だと誤信した場合、故意が阻却されることになるね。

学生D しかし、事実証明に成功した場合には、相当な根拠に基づかない言論でも230条の2によって不可罰とされることからすると、その見解も取りづらいつと思う。いかなる根拠に基づく言論が刑法上の保護に値するのかを端的に考えればよいのではないかと思うよ。

	A	B	C	D
1	I	II	III	IV
2	I	III	II	IV
3	III	I	IV	II
4	III	II	IV	I
5	IV	II	III	I

27 放火に関する罪に関する次の説明文中の①～⑫の空欄に入る語句がすべて適切に組み合わされているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

放火に関する罪は、第一義的には（ ① ）に対する罪として位置づけられている。このことは、刑法典における章の配置のほか、一部の罪が（ ② ）を構成要件としていることから明らかであり、そのような罪は（ ③ ）と呼ばれている。ただし、（ ④ ）罪はこれを要件とはしていない。

もっとも、放火により（ ⑤ ）が侵害されることから、放火に関する罪は（ ⑥ ）に対する罪としての側面も有していると考えられている。このことは、一部の罪において（ ⑦ ）放火にかかる罪がその他の場合よりも刑が軽く定められていることから見て取ることができる。ただし、（ ⑧ ）罪にはそのような定めはない。

なお、自己所有物であっても、（ ⑨ ）物などについては、他人の所有物と同様に取り扱われる。逆に、他人が所有しその者が一人で居住する現住建造物について、当該所有者の同意を得て内部に誰もいないことを確認した上で放火した場合には、（ ⑩ ）に対する（ ⑪ ）罪が成立すると解される。

また、一個の放火行為で複数の現住建造物を焼損した場合には、現住建造物等放火罪の（ ⑫ ）が成立するとされる。

- 1 ①－社会的法益、⑦－公共の危険を生じさせない、⑧－現住建造物等放火
- 2 ②－公共の危険の発生、⑨－差押えを受けている、⑪－非現住建造物等放火
- 3 ③－目的犯、⑦－自己所有物に対する、⑫－包括一罪
- 4 ③－抽象的危険犯、⑤－放火された客体の財産的価値、⑩－自己所有物
- 5 ④－建造物等以外放火、⑥－個人的法益、⑨－他人に賃貸している

28 事後強盗罪に関する次のア～エの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 他人の留守宅に入って窃盗に及んだ後も天井裏に潜んでいた窃盗の犯人が、窃盗の犯行の約3時間後に同宅に駆けつけた警察官に逮捕されることを免れるため、持っていたナイフでその警察官の顔面等を切り付けた場合には、窃盗の機会の継続中に行われた暴行により傷害を負わせたものとして事後強盗致傷罪が成立する。

イ 窃盗の犯人が、金品を物色している最中に、被害者に発見されたため、改めて財物を強取する目的で被害者に対して包丁を突き付けて反抗を諦めさせた上、財物を強取した場合、事後強盗罪が成立する。

ウ 事後強盗罪の手段としての暴行又は脅迫は相手の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることが必要である。

エ 窃盗未遂の犯人が、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫を加えた場合、事後強盗既遂罪が成立する。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, ウ
- 4 イ, エ
- 5 ウ, エ

29 次の文章は、誤振込と詐欺罪の成否に関する論述である。次のア～オの文章をA～Eの空欄に入れるとき、文章の順序として最も適当なのはどれか。

「(A)
 しかし、(B)
 そして、(C)
 したがって、(D)
 そうすると、(E)」

ア 銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄である。これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づく継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。

イ 振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合に行われた振込みであっても、受取人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人は上記金額相当の普通預金債権を取得する。

ウ これらは安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえることができるし、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。

エ 誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の実行行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。

オ 銀行実務では、振込依頼人から誤った振込みをした旨の申し出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す措置が執られているほか、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、振込依頼先の銀行や振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。

- 1 イ→ア→オ→ウ→エ
- 2 イ→ウ→ア→オ→エ
- 3 イ→オ→ウ→ア→エ
- 4 オ→ア→ウ→エ→イ
- 5 オ→ウ→ア→エ→イ

30 次の文章の①～⑪の空欄に語句群から適切な語句を入れると、財物の意義に関する説明文となる。空欄に入る語句の組合せとして適当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度入れてもよい。

財産犯の客体は、他人の物又は財産上の利益であるが、この「物」について、民法の定義に従い、刑法上の財物も（①）であるとする見解がある。（①）とは、固体のほか、液体、気体を含むため、この見解に従えば、ガスや蒸気を盗取した場合には窃盗罪が（②）が、電気は財物に（③）ことになるから、刑法245条は（④）規定ということになる。

この点に関し、判例は、財物を（⑤）と定義している。判例に従えば、電気も財物に（⑥）ことになるから、刑法245条は（⑦）規定ということになる。

裁判例においては、情報そのものについては、財物に（⑧）と解されている。例えば、製薬会社の研究所の職員が、新薬に関する機密情報を自分で持ち込んだUSBメモリーにコピーして持ち出した場合には、窃盗罪が（⑨）ことになるが、新薬に関する機密情報の入った研究所のUSBメモリーを持ち出した場合には、（⑩）を窃取したものとして窃盗罪が（⑪）ことになる。

【語句群】

- a 成立する b 成立しない c 当たる d 当たらない
e 管理可能なもの f 有体物 g 例外 h 注意
i 情報自体 j 情報が化体された媒体

(参照条文)

刑法245条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

- 1 ① - e, ⑥ - c
2 ② - b, ⑦ - h
3 ③ - d, ⑨ - b
4 ④ - g, ⑩ - i
5 ⑤ - e, ⑪ - b

以下50ページの40問までは経済理論選択者の問題です。

31 A年の円とドルの外国為替レートが1ドル=90円であったとする。その後、B年に、日本の物価指数が8%上昇する一方、米国の物価指数は20%上昇した。この場合、購買力平価が成立しているならば、B年の円ドルレートは1ドル=何円になるか。

- 1 61円
- 2 71円
- 3 81円
- 4 91円
- 5 101円

32 あるA国の政府は、巨額の財政赤字を削減する政策として政府支出の縮小及び増税を行うことを決めた。同国の中央銀行も財政赤字には懸念を抱いており、このような状況下で、もし赤字削減政策が実行されるなら、中央銀行はそれによるマクロ経済へのマイナス効果をやわらげるため、政府と協調的な金融政策を採用しようと考えた。この場合、標準的なIS-LMモデルに基づいて想定される金融政策として最も適当なのはどれか。

- 1 公開市場操作で買いオペレーションを行う。
- 2 基準割引率及び基準貸付利率（公定歩合）を引き上げる。
- 3 長期金利の誘導目標値を引き上げる。
- 4 短期金利の誘導目標値を引き上げる。
- 5 法定準備率を引き上げる。

33 財政政策の有効性とその批判に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア リカード・バローの中立命題によると、公債発行を財源とする財政出動は同額の消費減少を招くため、財政出動は増税を財源として行うことがのぞましいと主張される。

イ 貨幣数量説によると、IS曲線は水平のため財政出動によるIS曲線の右シフトは国民所得の増大をもたらさないと主張される。

ウ マンデル・フレミングモデルによると、変動相場制の下、資本移動がある場合には、財政支出の拡大は為替市場における自国通貨の増価を招いて輸出を減少させるため、財政政策の効果は小さいと主張される。

エ IS-LMモデルによると、貨幣需要の利子率弾力性が無限大となっている状態ではクラウディング・アウトが生じないため、財政政策の効果が大きいと主張される。

オ ブキャナンとワグナーによると、不況期の財政出動は実施されるが、好況期の財政引締は政治的に忌避されるため、慢性的な財政赤字構造をもたらすと主張される。

- 1 ア, イ, オ
- 2 ア, ウ, エ
- 3 イ, ウ, エ
- 4 イ, ウ, オ
- 5 ウ, エ, オ

34 ある国の伝統的なIS-LMモデルに基づくマクロ経済モデルが次のように与えられているとする。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 100 + 0.8Y$$

$$I = 90 - 5i$$

$$M = L$$

$$L = 0.4Y - 5i + 30$$

(Y : 国民所得, C : 消費, I : 投資, G : 政府支出, i : 利子率, M : 貨幣供給量, L : 貨幣需要)

この場合、財政政策を30増やしたときの国民所得と利子率の変化についての記述として最も適当なのはどれか。

- 1 国民所得は45増加し、利子率は5上昇する。
- 2 国民所得は50増加し、利子率は4上昇する。
- 3 国民所得は55増加し、利子率は3上昇する。
- 4 国民所得は60増加し、利子率は2上昇する。
- 5 国民所得は65増加し、利子率は1上昇する。

35 新古典派的成長モデルに関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア 他の条件を一定として、定常状態における1人当たりGDPの水準は人口成長率が高いほどに高まる。
- イ 他の条件を一定として、定常状態における1人当たりGDPの水準は貯蓄率が高いほどに高まる。
- ウ 1人当たりGDPの上昇率は1人当たりGDPが低いときには高く、1人当たりGDPが高くなるに従って減速していく。
- エ 経済成長率から労働投入量増加率の寄与と資本投入量増加率の寄与を除いたものはソロー残差と呼ばれ、長期的には技術進歩率を表すと考えられる。
- オ 長期定常状態に到達した後は1人あたりGDPの上昇は止まるため、経済成長率は人口成長率と等しくなる。

- 1 ア, イ, エ
- 2 ア, イ, オ
- 3 ア, ウ, オ
- 4 イ, ウ, エ
- 5 ウ, エ, オ

36 ある財の市場の需要量を Q^D ，供給量を Q^S ，価格を P とした場合，この財市場の需要曲線は $Q^D = 2000 - 5P$ ，供給曲線は $Q^S = 45P$ で表わされるものとする。この市場の市場均衡において実現する総余利はいくらか。

- 1 1800
- 2 42000
- 3 160000
- 4 360000
- 5 580000

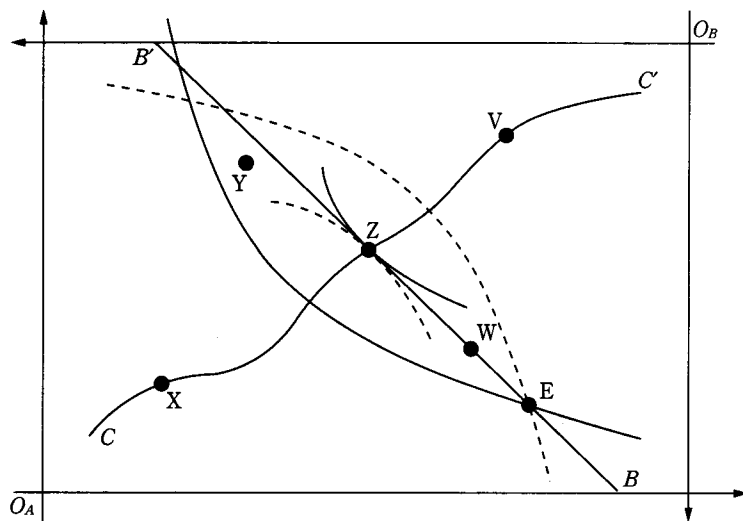
- 37 次の表は、プレイヤー1が戦略A又は戦略Bのどちらかを、プレイヤー2が戦略C又は戦略Dのどちらかをそれぞれ選択したときの利得を表したものである。ただし、各マスの左側の値はプレイヤー1の利得、右側の値はプレイヤー2の利得をそれぞれ表し、 a は定数である。この場合、次のア～エの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

プレイヤー1 \ プレイヤー2	C	D
A	1, 0	0, 1
B	0, 1	a , 0

- ア $a > 0$ である場合、このゲームには2人のプレイヤーがともに純粋戦略を選択するナッシュ均衡は存在しない。
- イ $a > 1$ である場合、プレイヤー1が確率 $\frac{1}{2}$ でAを選択し残りの確率でBを選択すること、プレイヤー2が確率 $\frac{1}{2}$ でCを選択し残りの確率でDを選択することはナッシュ均衡である。
- ウ $a < 0$ である場合、戦略の組(A, D)はナッシュ均衡となる。
- エ $a < 0$ である場合、プレイヤー2の戦略Dは、支配戦略である。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, ウ
- 4 イ, エ
- 5 ア, イ, ウ

38 次の図は、2財（第1財，第2財）及び2消費者（消費者AとB）からなる経済のエッジワース・ボックスである。ただし、 O_A と O_B はそれぞれ消費者AとBの原点を、点Eはこの経済における財の初期保有点を表し、線分 BB' は予算線を、曲線 CC' は契約曲線を表すものとする。また、実線の無差別曲線は消費者Aの無差別曲線を、点線の無差別曲線は消費者Bの無差別曲線を表すものとする。両消費者ともにより多くの財を消費すれば効用が増加するとしたとき、次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。



- ア 点Xは、パレート最適な配分であると同時にコア配分でもある。
- イ 点Yは、パレート最適な配分ではないが、コア配分である。
- ウ 点Zは、競争均衡で実現する配分であると同時にコア配分でもある。
- エ 点Wは、パレート最適な配分であるが、コア配分ではない。
- オ 点Vは、パレート最適な配分だが、競争均衡配分ではない

- 1 イ, ウ
- 2 ア, エ
- 3 ウ, オ
- 4 ア, イ, エ
- 5 イ, ウ, オ

39 2財 x , y を消費するある個人の効用関数が

$$U = xy + 5x + 5y \quad (U: \text{効用水準}, x: x\text{財の消費量}, y: y\text{財の消費量})$$

で表されるとする。 x 財の価格が8, y 財の価格が1, 所得が30であるとき, この個人の効用の最大値はいくらか。

- 1 93
- 2 108
- 3 120.75
- 4 128
- 5 150

40 企業Aは x 財を生産し、その費用関数は

$$C_A = x^2 \quad (C_A : \text{企業Aの総費用}, x : x\text{財の生産量})$$

である。企業Bは y 財を生産し、その費用関数は

$$C_B = y^2 + xy \quad (C_B : \text{企業Bの総費用}, x : x\text{財の生産量}, y : y\text{財の生産量})$$

である。企業AとBが自社の利潤を最大にするように行動するとき、企業Bの利潤はいくらになるか。ただし、 x 財の市場価格は2、 y 財の市場価格は5であり、各企業はプライス・テイカーであるものとする。

- 1 5
- 2 4
- 3 3
- 4 2
- 5 1